

川越町
子ども医療費助成制度
現物給付の対象年齢拡大について
変更点のまとめ
(医療機関用)

令和3年9月診療分以降

令和3年6月
川越町子ども家庭課

この手引きで使用する用語について、次のとおり表記します。

- 福祉医療費領収証明書 → 「領収証明書」
- 福祉医療費受給資格証 → 「受給資格証」
- 社会保険診療報酬支払基金 → 「支払基金」
- 三重県国民健康保険団体連合会 → 「国保連合会」

川越町子ども家庭課

電 話：059（366）7130

FAX：059（365）5380

目次

第1章 医療機関における取扱いについて（現物給付）

1 現物給付の条件（令和3年9月診療分から）	4
2 受給資格証の確認	4
3 有効期間・住所の確認	5
4 限度額適用認定証の確認について	5
5 自己負担額の徴収	5

第2章 受給資格証について

1 償還払い用の受給資格証見本（案）	6
2 現物給付用の受給資格証見本（案）	7
（1）未就学児の受給資格証	7
（2）就学児の受給資格証	8
（3）未就学児から就学児に上がる子の受給資格証 （来年4月に小学校に入学する子）	9
（4）未就学児から就学児に上がる子の受給資格証 （4月に小学校に入学した子）	10
3 公費負担者番号（現物給付）	11

1 章 医療機関における取扱いについて（現物給付）

1 現物給付の条件（令和3年9月診療分から）

- (1) 対象者の年齢拡大
川越町内の子ども医療費助成の受給資格を有する子ども
※15歳になった日以降の最初の3月31日まで、4月1日生まれの人は前月末日まで
※受診時に川越町から転出している場合は不可
- (2) 対象年齢拡大の開始時期
令和3年9月1日診療分から
- (3) 対象の医療機関
未就学児
三重県内の医科、歯科、保険薬局、訪問看護ステーション
就学児
川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医科、歯科、薬局、訪問看護ステーション
- (4) 対象の医療費
保険診療の自己負担相当額、入院中の食費
※国民健康保険加入者が高額療養費該当となる場合は、限度額適用認定証の提示が必要です。提示がない場合は、現物給付の対象となりません。

2 受給資格証の確認

現物給付対象の受給者については、医療機関の窓口において、毎回、医療保険証と受給資格証に併せて、川越町が交付する現物給付用の受給資格証を必ず確認していただくこととなります。つまり、2種類の受給資格証の確認が必要となります。なお、記載されている受給者の住所に変更がないか（他市町へ転出していないか）の確認も併せてお願いいたします。

受診時に現物給付用の受給資格証が確認できない場合は、自己負担額を受領し、償還払い用の受給資格証を確認した上で、償還払い対象案件として領収証明書を発行していただくこととなります。

※医療機関において、ひと月のうち、受給資格証を「確認できた日」と「確認できなかった日」が混在する場合は、以下のとおり、「確認できた日」のみ現物給付とする取扱いも可能です。

〈事例〉

- ① 9月10日受診 現物給付用の受給資格証提示あり
⇒現物給付扱い（自己負担なし）
- ② 9月12日受診 受給資格証の提示なし
⇒助成対象外（自己負担額を受領する）
- ③ 9月25日来院 前回（9月12日）受診に対する現物給付用の受給資格証の提示あり
⇒医療機関により受給者へ自己負担額を返金し、現物給付扱い

とすることも可能です。

審査支払機関（支払基金・国保連合会）へのレセプト提出までの間であれば、現物給付用の受給資格証の後日確認を可とします。ただし、窓口にて受給資格証表示の住所に変更がない（他市町へ転出していない）ことを必ず確認してください。

【川越町から受給者（保護者）への周知について】

- 受給資格証交付時に、毎回提示する必要があることについて説明を行います。
- 広報や受給資格証更新時の制度説明チラシに毎回提示する旨の記載をして周知します。

3 有効期間・住所の確認

受給資格証には有効期間が記載されていますので、期間内の受診であるか確認してください。特に次年度に小学校に入学する子は受給資格証が4月1日に更新となりますのでご注意ください。

また、期間内の受給資格証を持っていても、他市町へ転出する等により、資格を喪失している可能性があります。つきましては、医療機関での口頭確認（受給資格証の住所に変更がないか（町外へ転出していないか））をお願いいたします。

口頭確認により、受診時に転出していることが判明した場合は、川越町の福祉医療費の助成対象外になりますので、自己負担額を受領してください。

【川越町の資格喪失者に対する対応について】

- 転出等により資格を喪失した受給者（保護者）に対し、速やかに受給資格証を返還する必要がある旨を周知し、失効した受給資格証の回収に努めます。
- 有効期間を過ぎた受給資格証を誤って使用しないよう注意喚起を行います。

4 限度額適用認定証の確認について

高額療養費に該当する場合、被用者保険では一律「区分（ウ）：一般」の所得区分で、国民健康保険では所得区分（ア）～（オ）に応じた高額療養費の算定が定められています。

国民健康保険加入者については、入院や外来時に高額療養費該当となる場合は、限度額適用認定証の提示がなければ現物給付の対象になりません。このため、高額療養費の発生が予想される場合は、予め限度額適用認定証の申請を行うよう保護者に案内していただき、受給資格証と併せて限度額適用認定証の提示を受けてください。

ただし、国民健康保険加入者の入院であっても、総医療費が12,300点（123,000円）未満であれば、限度額適用認定証の提示がなくても現物給付での取り扱いを可とします。

5 自己負担額を受領

保険診療の対象とならない医療費は助成対象外となりますので、医療機関の窓口で自己負担額を受領してください。

第2章 受給資格証について

現物給付対象の受給者には、従来の未就学児と同様に償還払い用の受給資格証と折り合わせにして現物給付用の受給資格証を交付します。

1 償還払い用の受給資格証見本（案）

子ども 福祉医療費受給資格証	
受給資格証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
受給資格者	住所 510-8123 川越町大字豊田一色280
	氏名 ※※ ※※ 〇〇 △△
生年月日	平成✕年〇月△日
加入医療保険	性別 男
被保険者氏名	〇〇 □□
記号・番号	〇〇 〇〇〇
名称等	川越町国民健康保険
有効期限	令和3年9月1日から 令和4年8月31日まで
令和3年9月1日	川越町長 

有効期間の終わりが「8月31日」でない人もいますのでご確認ください。

(グリーン色)

変更箇所



償還払い用のみの受給資格証は使用しないことになります。

これまで、就学児は償還払い用のみの受給資格証を交付しておりましたが、令和3年9月からは、全年齢に償還払い用と現物給付用の併用受給資格証を交付いたします。

(全年齢でグリーン色とオレンジ色の受給資格証を持つことになります)

2 現物給付用の受給資格証見本（案）

（1）未就学児の受給資格証

子ども 福祉医療費受給資格証		現物給付 子ども 福祉医療費受給資格証	
受給資格証番号	〇〇〇〇〇〇〇	対象地域:三重県内	
受給資格者	住所 510-8123 川越町大字豊田一色280	公費負担者番号	8 1 2 4 0 2 5 1
氏名	※※ ※※ 〇〇 △△	受給資格証番号	〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	平成〇年〇月△日 男	有効期限	令和3年9月1日から令和4年8月31日まで
加入医療保険	被保険者氏名 〇〇 □□	受給資格者	住所 川越町大字豊田一色280
記号・番号	〇〇 〇〇〇	フリガナ	※※ ※※
名称等	川越町国民健康保険	氏名	〇〇 △△
有効期限	令和3年9月1日から 令和4年8月31日まで	生年月日	平成〇年〇月△日 男
令和3年9月1日	川越町長 	令和3年9月1日	川越町長 

(グリーン色)

(オレンジ色)

変更箇所

○上部に対象地域の追加

未就学児の場合、「対象地域：三重県内」と記載しています。

※受給資格証番号は償還払い用と異なります。

それぞれの番号をご確認ください。

(2) 就学児の受給資格証

子ども 福祉医療費受給資格証		現物給付 子ども 福祉医療費受給資格証 対象地域:川越町・四日市市・菰野町・朝日町・ 桑名市・木曽岬町	
受給資格証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	公費負担者番号	81240251
受給資格者	住所 510-8123 川越町大字豊田一色280	受給資格証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
資格者	氏名 ※※ ※※ 〇〇 △△	有効期限	令和3年9月1日 から 令和4年8月31日まで
加入医療保険	生年月日 平成〇年〇月△日 男	受給資格者	住所 川越町大字豊田一色280
	被保険者氏名 〇〇 □□		フリガナ ※※ ※※
	記号・番号 〇〇 〇〇〇		氏名 〇〇 △△
	名称等 川越町国民健康保険		生年月日 平成〇年〇月△日 男
有効期限	令和3年9月1日 から 令和4年8月31日まで	令和3年9月1日 川越町長 長川三之越重印町県	
	令和3年9月1日 川越町長 長川三之越重印町県	川越町外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。万が一使用した場合は、川越町への返金が発生しますので、証は速やかに返却してください。	
		※医療機関の窓口で、健康保険証とともに提示してください。 対象地域内医療機関においても、現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関にご確認ください。	

(グリーン色)

(オレンジ色)

変更箇所

- 上部に対象地域の追加

就学児の場合、「対象地域：川越町・四日市市・菰野町・朝日町・桑名市・木曽岬町」と記載しています。

※受給資格証番号は償還払い用と異なります。

それぞれの番号をご確認ください。

(3) 未就学児から就学児に上がる子の受給資格証
(来年4月に小学校に入学する子)

子ども 福祉医療費受給資格証				現物給付 子ども 福祉医療費受給資格証			
受給資格証番号		〇〇〇〇〇〇〇		対象地域:三重県内			
受給資格者	住所	510-8123 川越町大字豊田一色280		公費負担者番号	81240251		
	氏名	※※ ※※ 〇〇 △△		受給資格証番号	〇〇〇〇〇〇		
	生年月日	平成〇年〇月△日	男	有効期限	令和3年9月1日から令和4年3月31日まで		
加入医療保険	被保険者氏名	〇〇 □□		受給資格者	住所	川越町大字豊田一色280	
	記号・番号	〇〇 〇〇〇			フリガナ	※※ ※※	
	名称等	川越町国民健康保険			氏名	〇〇 △△	
有効期限	令和3年9月1日から 令和4年3月31日まで			生年月日	平成〇年〇月△日	男	
令和3年9月1日	川越町長			令和3年9月1日	川越町長		長川三之越重印町県

(グリーン色)

(オレンジ色)

変更箇所

- 上部に対象地域の追加

「対象地域：三重県内」と記載しています。

- 有効期限

小学校に入学する前の3月31日までと記載しています。

3月下旬に更新した4月からの受給資格証を送付いたします。

(次頁参照)

※受給資格証番号は償還払い用と異なります。

それぞれの番号をご確認ください。

(4) 未就学児から就学児に上がる子の受給資格証
(4月に小学校に入学した子)

子ども 福祉医療費受給資格証				現物給付 子ども 福祉医療費受給資格証 対象地域:川越町・四日市市・菰野町・朝日町・ 桑名市・木曽岬町			
受給資格証番号		〇〇〇〇〇〇〇		公費負担者番号		81240251	
受給資格者	住所	510-8123 川越町大字豊田一色280		受給資格証番号		〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名	※※ ※※ 〇〇 △△		有効期限		令和4年4月1日から令和4年8月31日まで	
	生年月日	平成〇年〇月△日	男	受給資格者	住所	川越町大字豊田一色280	
加入医療保険	被保険者氏名	〇〇 □□	フリガナ		※※ ※※		
記号・番号	〇〇 〇〇〇	氏名	〇〇 △△		生年月日	平成〇年〇月△日	男
名称等	川越町国民健康保険			令和4年4月1日		川越町長 長川三之越重印町県	
有効期限	令和4年4月1日から 令和4年8月31日まで			川越町外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。万が一使用した場合は、川越町への返金が発生しますので、証は速やかに返却してください。			
令和4年4月1日	川越町長 長川三之越重印町県			※医療機関の窓口で、健康保険証とともに提示してください。 対象地域内医療機関においても、現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関にご確認ください。			

(グリーン色)

(オレンジ色)

変更箇所

○上部に対象地域の追加

「対象地域：川越町・四日市市・菰野町・朝日町・桑名市・木曽岬町」と記載しています。

○有効期限

小学校に入学した4月1日からと記載しています。

3月下旬に更新した4月からの受給資格証を送付いたします。

(更新後の受給資格証になります)

※受給資格証番号は償還払い用と異なります。

それぞれの番号をご確認ください。

3 公費負担者番号（現物給付）

公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。未就学児の運用と変更はありません。

- 法別番号 子ども・・・8 1
- 都道府県番号 三重県・・・2 4
- 実施機関番号 川越町・・・0 2 5
- 検証番号 国で定めた計算式に基づいて算出される番号です。